

周企第 1081 号
平成16年12月13日

新南陽地区地域審議会
会長 菊地光雄様

周南市長 河村和登

新南陽地区地域審議会からの意見具申について（回答）

平成16年10月28日付けで提出のありました標記の件について、別紙のとおり回答いたします。

新南陽地区地域審議会からの意見具申に対する回答

1 市内小・中学校への図書館司書等の配置について

学校図書館法の改正により、平成15年度から12学級以上のすべての学校に司書教諭を置かなければならないことになっており、本市におきましては、現在、小学校16校、中学校7校に司書教諭を発令しております。

また、司書教諭の発令がない11学級以下の学校においても司書教諭の資格をもつ教員がいる学校は15校あり、平成17年度からは、有資格者のいる全ての学校において、活用を図ることとなっています。

ご承知のとおり、司書教諭は、学校図書館の企画、運営に携わるとともに、学校図書館を活用した調べ学習や読書指導を行っております。

こうした中、新南陽地区の小・中学校8校には、合併前より司書教諭のほかに司書教諭を補助する臨時職員が配置されているところであります。

この臨時職員の拡大配置につきましては、大変厳しい財政事情の中ではありますが、学校図書館が、児童生徒の主体的な学習を支え、豊かな感性や思いやりの心を育む上で重要な役割を果たしていることは十分理解しておりますので、今後、ご提言いただきました巡回方法なども含め、研究してまいりたいと考えております。

2 市道瀬ノ上・津木線先線の整備事業について

市道瀬ノ上・津木線先線の整備事業については、既存の計画として土地開発公社による宅地造成計画があり、また、関係課との調整の必要がありますが、現時点では、採択条件がクリアできれば国の補助率が高い漁港関連道として整備するのが有利と思われ、現在調査研究中であります。

3 福川駅前周辺整備事業の早期着手について

福川駅前周辺整備事業につきましては、新南陽地域の西の玄関口にふさわしいまちづくりを目指すものとして、新市建設計画の主要施策に位置付けられておりますので、今後、取り組んでいく必要があると考えており、駐輪場の整備及び駐車場の確保、一部の広場・公園化並びに駅前への交番の誘致については、本事業計画を具体化する中で、地域審議会や地元の意見をお伺いしながら対応してまいりたいと考えております。

また、南北連絡通路の老朽化対策については、市において、適宜、補修、塗装等を実施しておりますので、今後も必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

4 公園（永源山公園、福川辰尾公園、長田海浜公園）の整備について

（1）永源山公園の南エントランス整備

永源山公園は、本市を代表する都市公園として市内外から多くの人々が訪れる観光スポットとなっており、今後さらに利用度を高めるため、南エントランス及びメインエントランス広場周辺の整備を進めてまいります。

南エントランスは、山頂のゆめ風車と公園南側の市街地を結ぶゾーンとして、園路・広場・駐車場等の施設整備を計画しており、平成5年度から事業着手し、現在、関係権利者の協力をいただきながら、山頂から南側駐車場まで園路等の整備を進めております。

今後の計画としましては、引き続き関係権利者の協力をいただけるよう努力し、早急に用地取得を終え、南エントランスの整備・開設を目指してまいりたいと考えております。

(2) 福川辰尾公園と周辺整備

辰尾公園は、福川地区住民の憩いの広場、ふれあいの場として都市公園の整備が望まれており、新市建設計画の主要施策にも位置付けられておりますことから、引き続き実施に向けた検討を進めてまいりたいと考えております。

辰尾公園を都市公園として整備するためには、先ず都市計画公園として計画決定を行い、事業に着手することになりますが、実施に向けた最大の課題として、既に公園予定地付近に2本の都市計画道路が計画決定されており、辰尾公園の規模や市街地から公園へのアクセス等と現行の都市計画施設との整合を図りながら、都市計画決定の手続きを進める必要があります。

こうしたことから、辰尾公園の整備にあたりましては、当該地区の土地利用や都市施設の配置計画等総合的なまちづくりを進める中で、事業の推進が図られることとなります。

なお、周辺整備につきましては、辰尾公園整備に合わせ検討してまいりたいと考えております。

(3) 長田海浜公園の整備

長田利用調整事業は、平成15年度より西室尾防波堤の整備を再開しております。平成16年度には防波堤が完成予定であります。

平成17年度に72隻収容可能な係留棧橋を整備し、平成18年度の供用開始を目指して現在整備を進めているところでございます。

5 下水処理事業（農業集落排水事業）の推進について

中村地区の下水処理事業については、旧新南陽時代より農業集落排水事業による汚水処理を計画されていましたが、国県と協議した結果、管路のみの計画では実施が困難であるとの回答がありました。

今後は都市開発部下水道整備課主管の事業で実施する方向で検討中でありま

6 富田東児童館管理・運営の業務委託について

本市には、現在、児童館は4館あり、本年度、新たに福川南小学校区に1館整備することとしております。

施設の管理につきましては、徳山地区の3館は社会福祉協議会に委託し、新南陽地区の1館は市の直営といたしております。

ご承知のとおり、公の施設の管理につきましては、住民サービスの向上や行政コストの縮減等を図るうえから、地方自治法が改正され、直営する場合を除き、公共的団体等特定のものに委託する管理委託制度から民間団体を含んだ管理代行制度(指定管理者制度)に移行されております。

ご意見の富田東児童館と新規に整備します(仮称)福川南児童館につきましては、平成17年度から条例を改正し、指定管理者制度に移行したいと考えておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

7 新南陽総合支所の分庁舎としての使用について

現在、12月議会に「周南市組織条例の一部を改正する条例制定について」を上程しております。ご提言のありました「新南陽総合支所の分庁舎としての使用について」は、市営住宅を担当する住宅政策課を除く建設部と下水道施設課を除く下水道部を新南陽総合支所へ分庁することとしております。

8 遊休不要資産の処分について

現在の経済情勢下、周南市が合併により実現されたメリットを最大限に生かしながら、今後のまちづくりの指針となる新たな総合計画に基づいて、「県勢の発展をリードする元気発信都市」の創造を図っていくためには、市としても遊休的な資産、いわゆる普通財産の直接、間接を問わない、利活用の促進が必要不可欠です。

こうしたことから、徳山、新南陽、熊毛、鹿野の各地区における遊休的資産の精査、分類に努めるとともに、積極的な利活用に向け、基本計画の策定を進めているところです。

米光企業団地は、和田地区の恵まれた地域資源を活かし、本地域の活性化及び雇用の創出を図るため、平成8年から分譲を開始していますが、現時点では企業立地に至っておりません。しかしながら、合併効果により、現在、企業からの引き合いがあり、立地に向けて市と公社が連携のもと、積極的に取り組んでいます。また、本年度より市において充実した企業誘致の支援制度も整えられましたので、本制度を活用して企業誘致を図りたいと考えています。

また、長田町住宅団地は、人口対策として平成12年5月から分譲を開始しています。地価の下落に伴い、現在、46区画の分譲にとどまっていますが、早期完売に向けて平成15年11月から分譲価格の改定と住宅メーカー並びに不動産業者の協力をいただき更なる販売促進を図りたいと考えています。